

発信者情報開示命令 のフローと実務上の懸念点

弁護士中澤佑一
弁護士法人戸田総合法律事務所

【自己紹介】

2010年弁護士登録

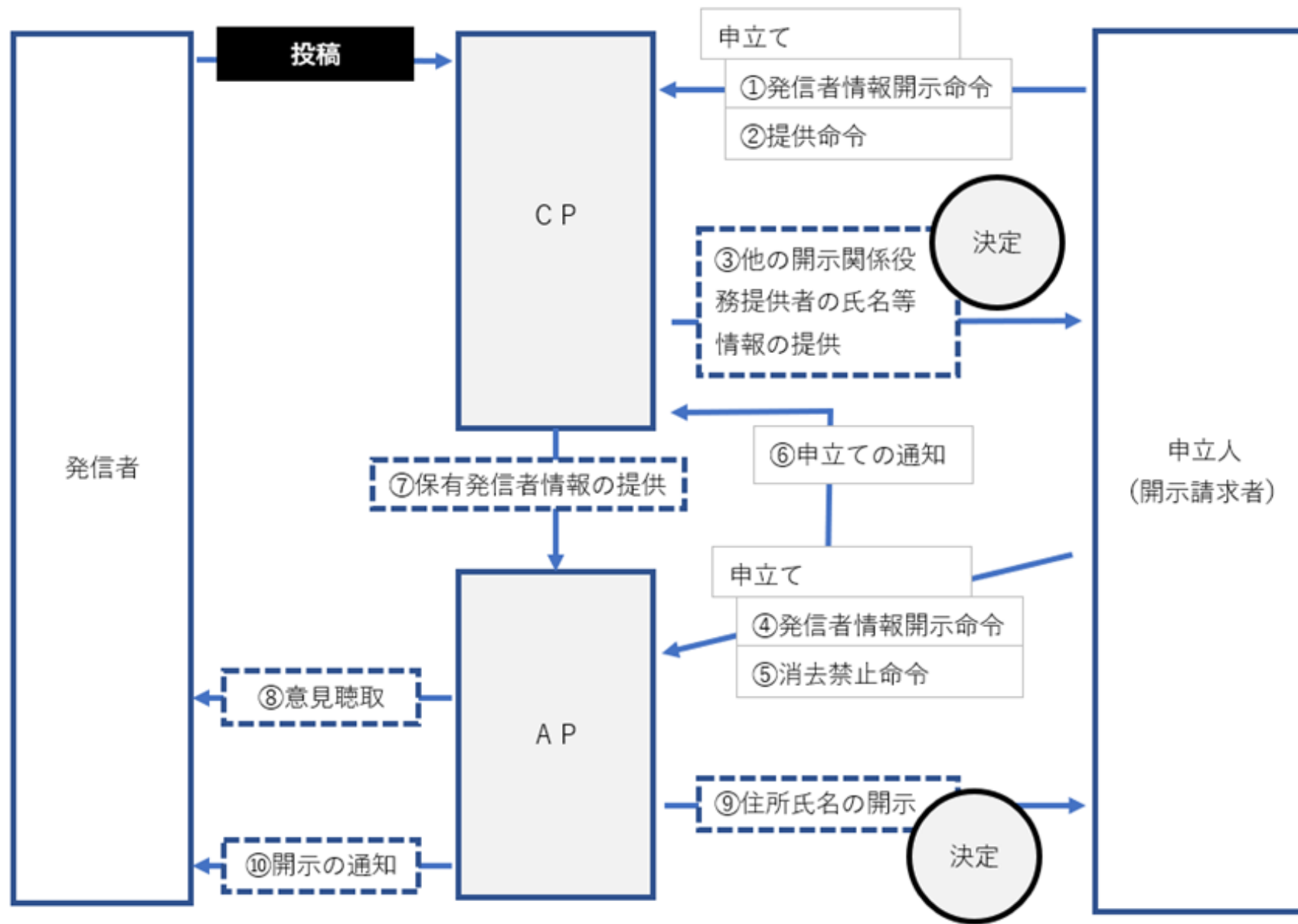
削除や発信者情報開示請求案件に注力

日弁連e-learningをはじめ各地の弁護士会で研修を担当
主著『インターネットにおける誹謗中傷法的対策マニュアル』 Twitter : @nakazawaYUU

<https://todasogo.jp/>

前提として

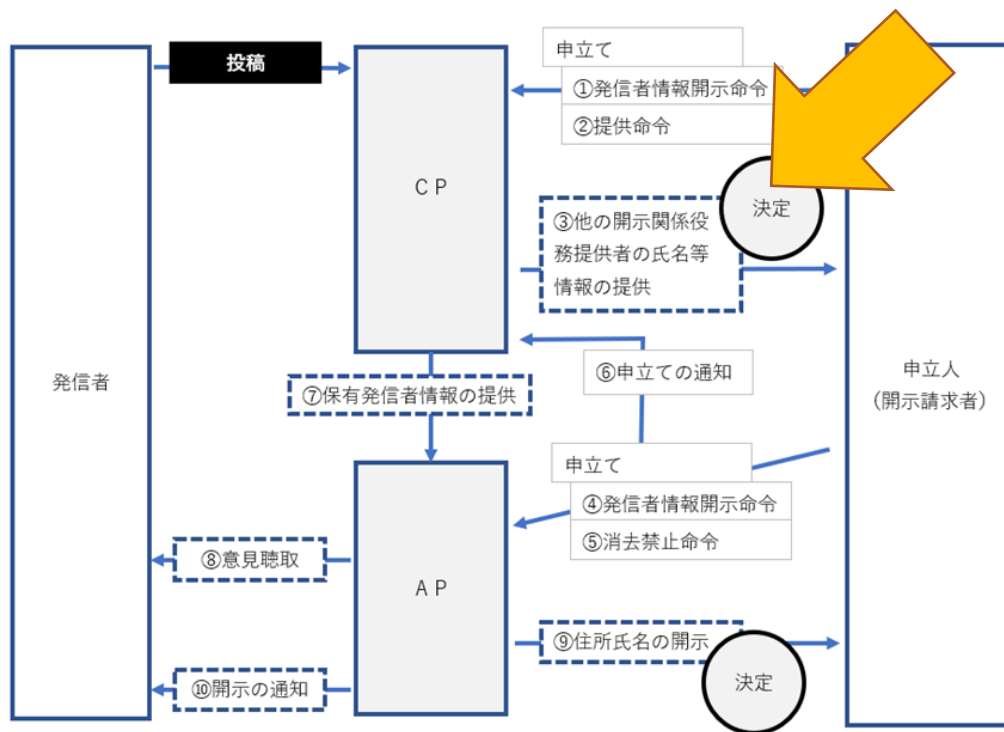
- 発信者情報開示請求
プロバイダ責任制限法に基づいて、サイト管理者、サーバー事業者、プロバイダに対して通信記録や契約者情報の開示を請求する制度。
- 発信者が特定される仕組み（従前の制度を前提に）
 - ①ウェブサイト側に開示請求をして通信ログの開示を受ける
 - ②対象の記事の発信に用いられたIPアドレスなどが分かる
 - ③IPアドレスを管理するプロバイダに二回目の開示請求をする
 - ④プロバイダはIPアドレスの割り当て記録から対象の契約者を特定してその住所氏名等を開示する。
- プロバイダ責任制限法の改正内容について詳細はこのスライドを。
<https://www.docswell.com/s/todasogolo/5YQ8PZ-2022-06-01-165648>



新制度の特徴

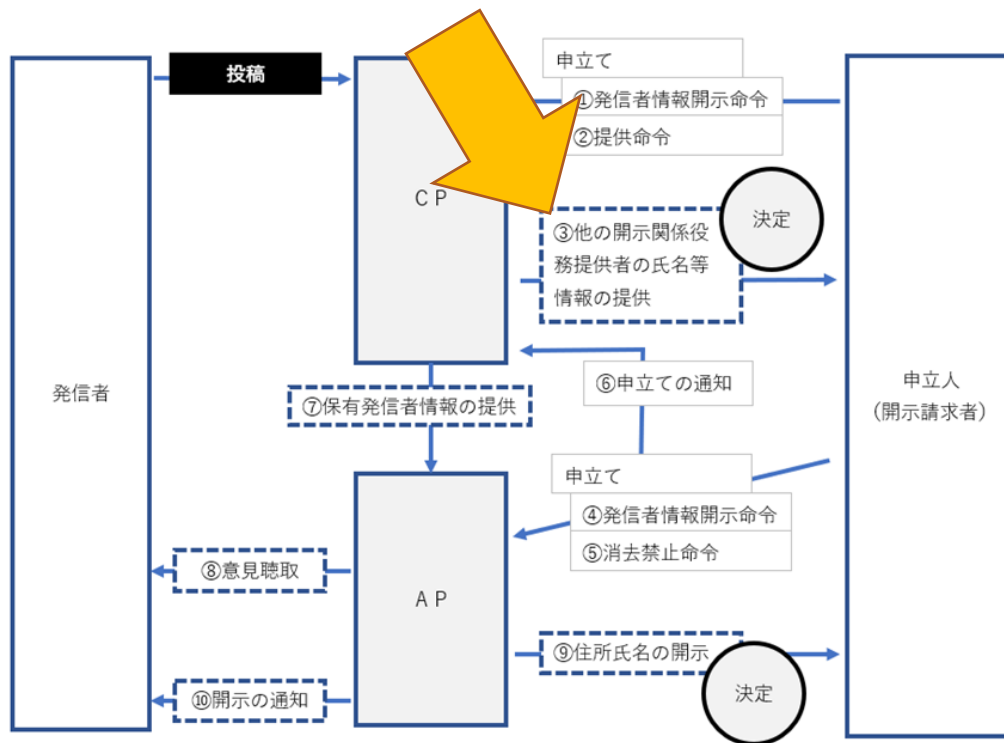
- 「発信者情報開示命令」と呼ばれる
→付随的な命令として「提供命令」「消去禁止命令」がある
- 従来CP段階、AP段階と二段階だった手続きを「提供命令」によって一体化することが想定されている
- 「提供命令」とは？
対象の通信の通信記録を確認のうえ、通信に用いられたプロバイダを特定し、そのプロバイダ名と住所を発信者情報開示請求者に提供せよという命令。
IPアドレス等の発信者情報は対象のプロバイダにサイト管理者等から直接共有され、開示請求者には共有されないため、権利侵害の成否に関して終局的な判断がなされる前に命令がなされる。

提供命令の審理・決定段階



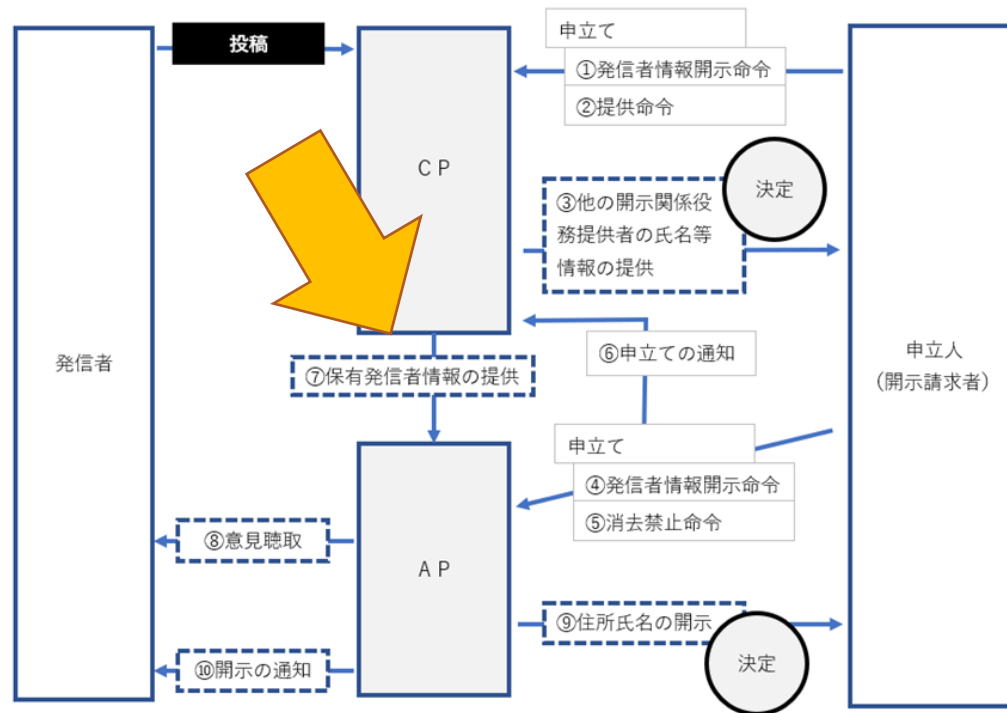
- 要件①
侵害情報の発信者を特定することができなくなることを防止するため必要があると認めるとき
- 要件②
保有している発信者情報により当該侵害情報に係る他の開示関係役務提供者の氏名又は名称及び住所の特定をすることができる場合
- 他の開示関係役務提供者を特定するために用いることができる発信者情報とは？
侵害通信or侵害関連通信に関する
IPアドレス (&ポート番号)
利用者識別符号
SIM識別符号
電話番号

他の開示関係役務提供者の氏名等の提供



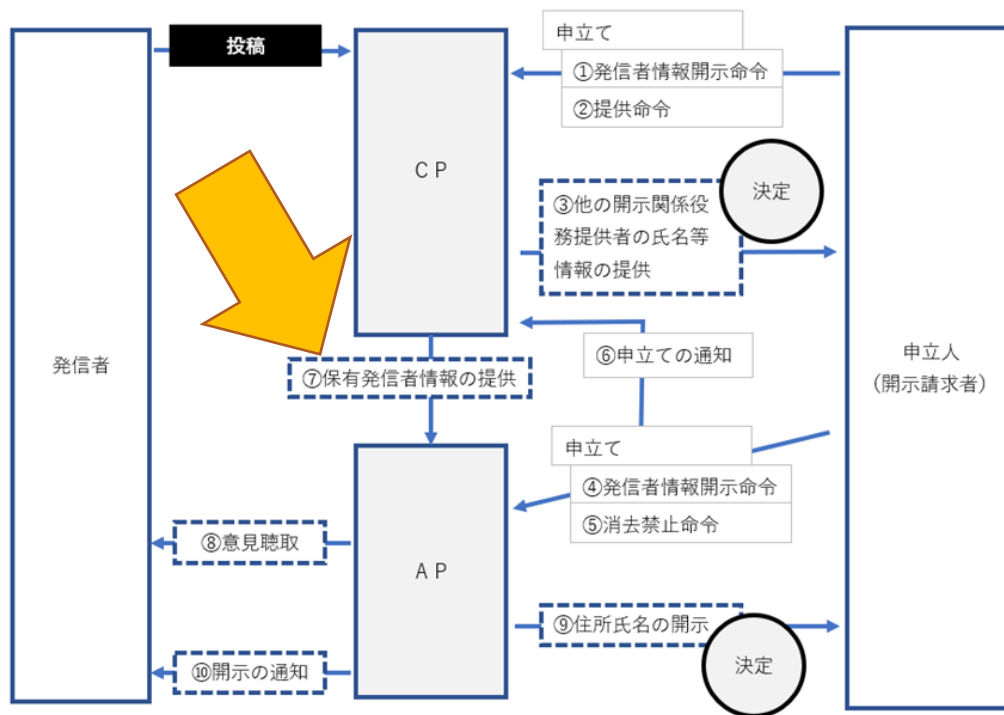
- CPが対象通信のIPをwhoisする
- Whois情報の組織名を提供すればよい？
- 固定IPの場合や多重構造になっている場合はどうなるか？
- 富士通やソフトバンクモバイルなど、すでにサービスが他社に移管されている場合は？

CPにおける他の開示関係役務提供者の調査



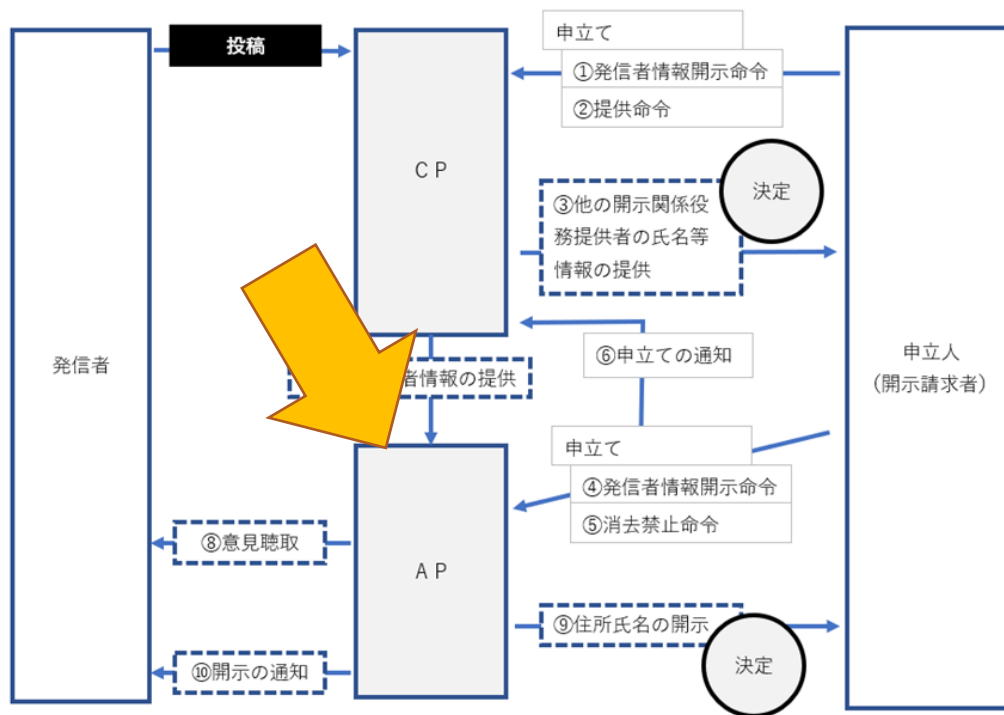
- 侵害通信の場合は単純。ポストIP見てwhois
- ログイン型（侵害関連通信）の場合はややこしい
- 「相当の関連性」を有するログイン通信、アカウントクリエイト通信、ログアウト通信、アカウント削除通信が対象
→対象通信がそれなりの件数になる
- 全部の通信についてAP情報を提供する？（申立人としては全部ほしい）
- AP情報を提供する際に、どの通信のAPなのかは教えてほしい（ログインなのかそれ以外なのか？ログインの場合でも投稿前？後？、直近？何個前？）

CP→APからの発信者情報提供



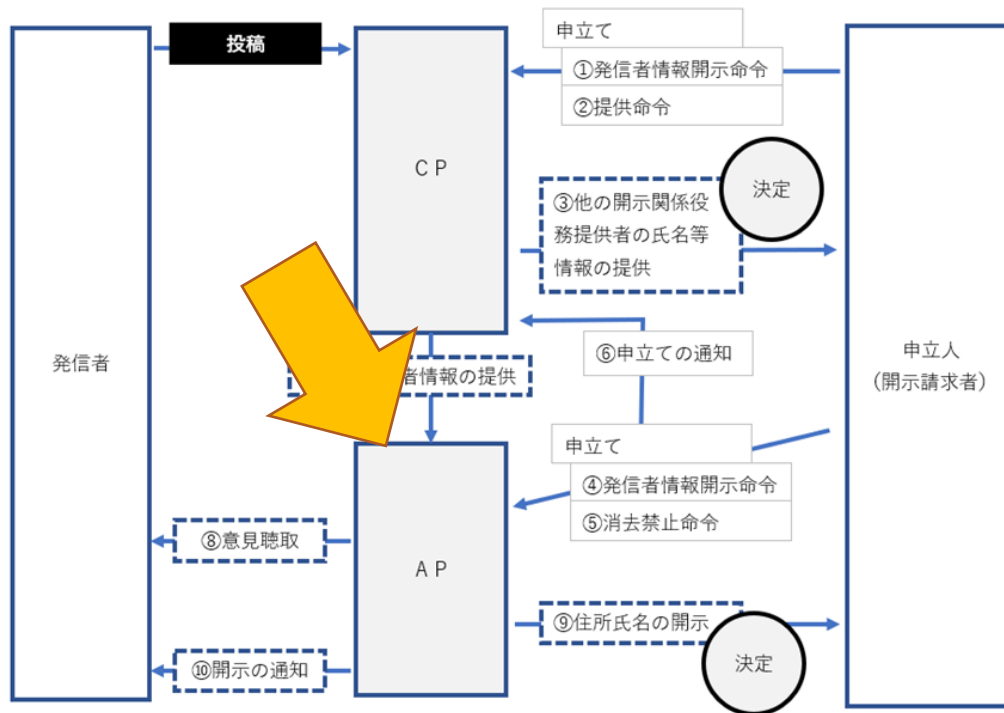
- 新省令 6 条により連絡方法が規定
書面
電子メール
物理記録媒体
オンラインストレージ
- メールのあて先は？
Whoisのabuse窓口アドレスでよいのか？正確性は担保されるのか？
- CPとしてはAP側受領の確認が取れる方法が安全であろう（結局、書留郵便？）。
メールでのやり取りの場合、AP側では受領しましたと電子メールを返事してあげることが大事。
- AP側で受付メールアドレスを公開すると双方楽になるのでは？

APにおける該当通信の調査



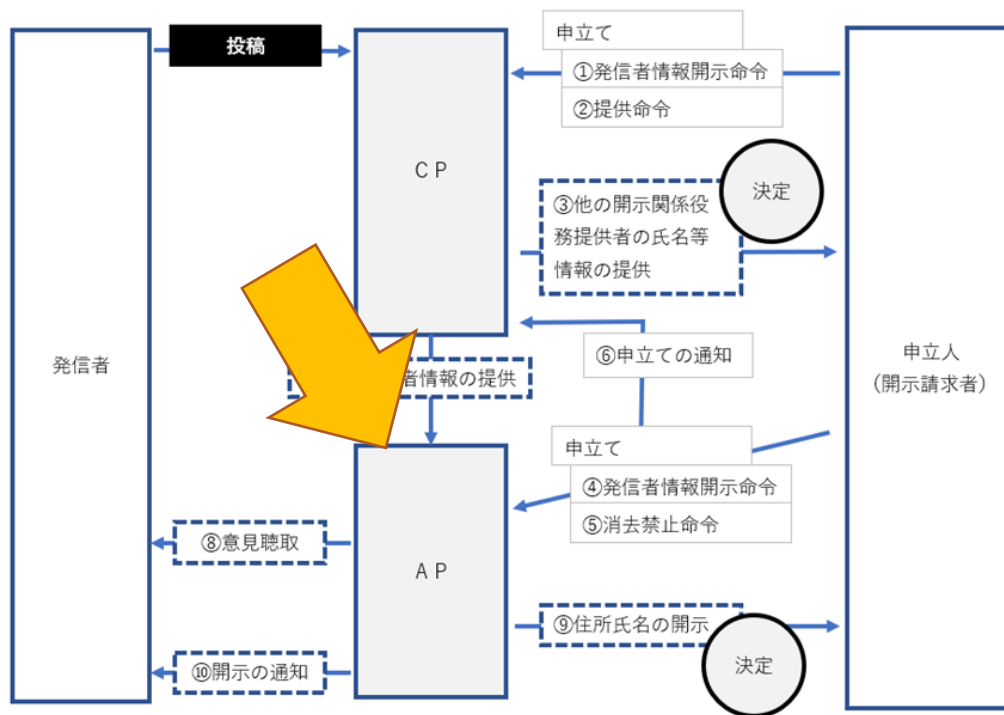
- IP×タイムスタンプで特定できない場合の追加情報をどうするか？
- 現状では接続先IP等の追加情報の提供を開示請求者にAPが求めている
- 新制度では誰が調べる？

APにおいて該当通信が調査できない場合



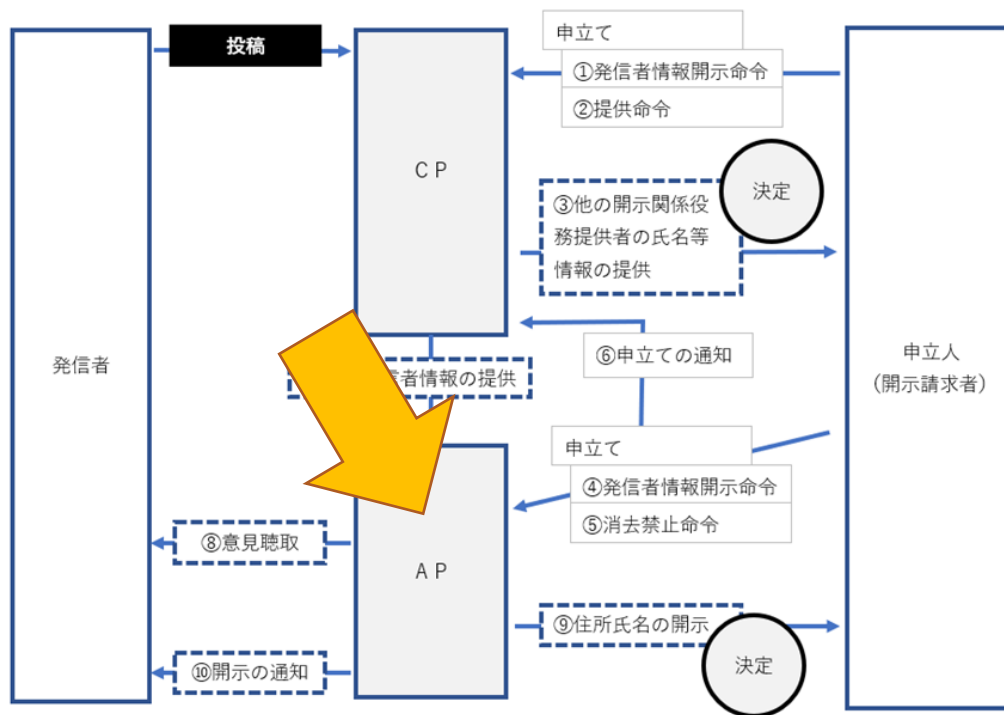
- 単純に該当なしとの結論だけを答弁されると申立人側としては不信感が生じる（損害賠償請求への発展）
- CPから開示された情報の種別。何が足りなくて特定できないのか？申立人が協力できるものはないのか？などを教えてほしい
- 接続先IPアドレスの調査は申立人に投げてしまうのが良いのではないか？
④⑤の申し立てに対する答弁で、追加情報が必要になったので調査希望と添えるなど
- CPの保有情報が見えない状態で大丈夫だろうか・・・という懸念はある

複数のログイン記録の開示



- SNSの事案の場合、権利侵害通信ではなくログイン通信等が提供される
- 権利侵害と「相当の関連性」を有するログイン通信は侵害関連通信として開示対象
- 複数の通信が該当することになり、複数のAPが対象になる可能性も
- APがうちは関係ないと言いたくても、CPが「相当の関連性」を有するとして提供した以上、無理？

APにおける「保有」の答弁の意味



- 回線の外部提供やMVNOなど、APが「発信者」と契約関係にない場合がある
- 新制度では、直接の契約関係がないと分かれば提供命令の利用が可能で迅速に進めることができる。
- しかし、APがそれを説明せず、通常通り進んでしまうと、発信者情報開示命令が発令して開示を受けるまで分からないまま。制度趣旨にも反する。
- 同意が得られない場合には、社名を開示することは難しいと思われるが、新制度ではエンドユーザーと契約がないとだけ教えてくれればうまく流すことが可能。
- ぜひAP各社にご検討いただきたい